

別表(第10条関係)

1 移動支援事業

事業名		利用時間又は 利用回数の上 限	基準額等			利用者負 担額		
移動 支 援 事 業	個 別 支 援	社会生活 上必要不 可欠な外 出	1月当たり10時 間	1時間当たり	1,970円	身体介護加算 初回加算 3パーセン トに相当 する額		
					身体介護を実施し た場合は、1日に2 時間までの範囲内 で、1時間当たり1, 000円を加算する。		初回利用 者は、利用 開始日か ら起算し て30日ま での期間 については、当該期 間における利用回 数に500円 を乗じて 得た額を 加算する。	
		余暇活動 等社会参 加のため の外出	1月当たり20時 間	1時間当たり	1,300円	身体介護を実施し た場合は、1日に2 時間までの範囲内 で、1時間当たり7 00円を加算する。	8パーセン トに相当 する額	
					支援者1人に対 しての人数			利用者1人当た りの単位(1時 間当たり)
	グ ル ー プ 支 援	社会生活 上必要不 可欠な外 出	1月当たり10時 間	支援者1人に対 しての人数	利用者1人当た りの単位(1時 間当たり)	1,100円	3パーセン トに相当 する額	
						2人		900円
						3人		800円
						4人		700円
						5人又は6人		500円
		余暇活動 等社会参 加のため の外出	1月当たり20時 間	支援者1人に対 しての人数	利用者1人当た りの単位(1時 間当たり)	800円	8パーセン トに相当 する額	
2人						700円		
3人						600円		
4人						500円		
5人又は6人						500円		
通所又は通学 支援		1月当たり46回 (1日2回まで)	車両移送		540円	10パーセン トに相 当する額		
			車両以外		1,000円			

(備考) 基準額等について、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。